PCB含有機器の判別方法

変圧器・コンデンサー

※昭和28年(1953年)から昭和47年(1972年)までに製造された変圧器コンデンサーは高濃度PCBに該当する可能性があります。
また、平成6年(1994年)以前に製造された電気機器は低濃度PCBに該当する可能性があります。

銘板の型式を確認のうえメーカーに問い合わせた結果、PCBが使用されている機器ですか？

- はい
  - **高濃度PCB含有機器です**
    機器等の重量は3kg以上ですか？
    - はい → JESCO(東京PCB処理事業所)で登録・処理します。
    - いいえ → JESCO(北海道PCB処理事業所)で登録・処理します。
- いいえ
  - **機器等の整備記録から、PCBを含有している絶縁油が使用されていないことが確認できますか?**
    - はい → PCB含有機器ではありません。
    - いいえ / 不明な場合 → **PCB濃度を分析する必要があります**
      PCB濃度の分析結果を確認してください。
      - 5000mg/kgを超える場合 → 高濃度PCB含有機器です
      - 0.5mg/kg以下の場合 → PCB含有機器ではありません。
      - 0.5mg/kgを超える場合 → **低濃度PCB含有機器です** 無害化処理認定施設等で処理します。

蛍光灯等の安定器

※PCBを使用した安定器の製造時期は昭和32年(1957年)頃から昭和47年(1972年)8月までです。安定器の分解・解体は原則禁止です。
※ただし、コンデンサー外付け型安定器においては、コンデンサーの取り外しは可能です。

銘板を確認し、PCBを含有している時期に製造された安定器ですか？

- はい
  - **メーカー等に問い合わせした結果、PCBを含有している安定器ですか？**
    - はい → **高濃度PCB含有機器です** JESCO(北海道PCB処理事業所)で登録・処理します。
    - いいえ / いいえ → PCB 含有機器ではありません。

**上記のフローは基本的な判別方法となります。
詳細は各メーカーに問い合わせるか
右記のホームページをご参照ください。**

■日本照明工業会（安定器等）
日本照明工業会 検索

■日本電機工業会（変圧器・コンデンサー等）
日本電機工業会 検索